

取扱区分：公開

令和2年第3回

蓮田市農業委員会総会議事録

【注】 発言内容については、その要旨を掲載しています。ただし、発言そのものの記載ではありません。

この公開用議事録は、個人情報に関連すると思われる部分等については、●で消しています。

〔日 時〕 令和2年3月25日（水）

〔場 所〕 市役所304・305会議室

令和2年第3回 蓮田市農業委員会総会議事録

蓮田市農業委員会（会長）萩原和夫は、令和2年第3回蓮田市農業委員会総会を市役所304・305会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 開催日時 令和2年3月25日（水） 午後3時00分

2 閉会日時 令和2年3月25日（水） 午後4時15分

3 出席委員（14人） ※番号は議席番号

1番 野口 勇	2番 門井 隆	3番 齋藤 重信
4番 萩原 和夫	5番 竹内 昭一	6番 原田 順一
7番 吉岡 政広	8番 杉崎 國昭	9番 高橋 建一
10番 寺田 進	11番 竹内 幸男	12番 岩崎 久
13番 篠崎 邦明	14番 齋藤 博司	

4 欠席農業委員（0人）

5 出席推進委員（6人） ※（ ）内は担当地区

（平野）山口 実	（平野）石井 正孝	（黒浜）澁谷 秀男
（黒浜）山本 寿一	（蓮田）常見 淳	（蓮田）山口 恵司

6 欠席推進委員（0人）

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第4号 農用地区域からの除外について

報告 1 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

報告 2 農地法第18条第6項の規定に基づく通知について

報告 3 不動産登記法第105条第2項の規定による仮登記情報について

報告 4 農業経営主変更届について

8 出席した農業委員会事務局職員（2人）

事務局長 柴田 賢次

事務局主任 茂木 郁

9 傍聴人（0人）

なし

10 会議の概要

（事務局）

ただ今より、令和2年第3回蓮田市農業委員会総会を開催したいと思います。開会に先立ちまして、会長より挨拶をいただきたいと思います。

（会長） — 会長挨拶 —

（事務局）

ありがとうございました。以降の進行につきましては、会議規則により萩原会長にお願いいたします。

（議長）

令和2年2月25日に開催いたしました、令和2年第2回農業委員会総会の議事録（案）について事前に送付をさせていただき、委員の皆様方においては確認をしていらっしゃるかと思います。事前に委員の方からご指摘からありました修正箇所がございますので事務局より説明いたします。

— 議事録の確認 —

（議長）

それでは、私の署名に続きまして、●●●●、●●●●にご署名をいただきます。よろしくお願ひ申しあげます。

本日の委員の出席状況について報告をいたします。農業委員において、欠席者はなく、14名全員の出席をいただいております。

従いまして、本日の総会は成立をいたします。また、推進委員さんに欠席者はなく、6名全員の出席をいただいております。

次に、本日の議事録署名人の指名をいたします。●●●●、●●●●をお願いいたします。

それでは、ただ今から議事に入ります。本日の提出議案は事前に配布いたしました資料のとおりでございます。農地法などの法令許可に関する議案は、議案第1号から議案第4号までとなります。報告案件は、報告1から報告4となります。

初めに、2ページの議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の許可」でございます。議案第1号について、事務局の朗読をよろしくお願ひいたします。

（事務局） — 議案第1号、議案書朗読 —

(議 長)

議案第1号の番号1につきまして、担当地区委員さんの方から説明をお願い申し上げます。

(委 員)

番号1から番号6まで、全て関連がありますのでまとめて説明いたします。

まず、番号1から番号5までについてですが、対象地が隣接しています。場所は、県道行田蓮田線を●●方面に進み、●●●●を●●方面へ右折し、元荒川の土手沿いを右折し●●道路を右折した水路の脇です。

譲受人は米作りに熱心に取り組んでおり、遊休農地の解消等、地区において色々ご協力いただいております。今後も頑張っていきたいとの事ですので、問題はないと思います。

次に番号6について説明いたします。これは譲受人の親が所有している農地でありまして、生前贈与を受けて自分で耕作していきたいとの事でした。

特に問題はないと思いますが、皆様方のご審議のほどよろしく願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局の説明はございますか。

(事務局)

番号1から番号6まで申請者が同じであるため、まとめて説明いたします。補足説明資料をご覧ください。

今回の申請者につきまして、自作地●●●●㎡、借受地●●●●㎡、申請地●●●●㎡、合計●●●●㎡であり、下限面積40a以上であることを確認しております。

全部効率利用要件につきまして、事務局では3月13日に、すべて耕作または自己保全管理を確認しております。

地域との調和要件ですが、現況田・畑、取得後の計画も田・畑となっております。

農作業常時従事要件ですけれども、譲受人ご本人が120日以上、奥様が30日以上、他ご家族の方も合わせて240日以上年間作業される計画で、要件はすべて満たしております。

以上になりますが、皆様方のご審議のほどよろしく願いいたします。

(議 長)

それではただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

なし。

(議 長)

それでは質問がないようでございますので、採決をいたします。

議案第1号の番号1から番号6について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいた

します。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第1号の番号1から番号6については承認をすることにいたします。

続きまして、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の許可」について事務局の朗読をお願いします。

(事務局) — 議案第2号、議案書朗読 —

(議長)

議案第2号の番号1につきまして、担当地区委員さんの方から説明をお願い申し上げます。

(委員)

議案第2号の番号1について説明させていただきます。補足説明資料をご覧ください。

場所ですが、蓮田駅から●●●●に向かうと右側に●●●●があり、そこから約●●mほど進むと左側に●●●●があり、その手前を右折し約●●m進んだ左側です。

申請内容は農家住宅の追認であり、申請理由は、昭和45年8月25日の都市計画法の線引き以前、及び昭和48年の農地法告示以前から農地以外に使用していたものと思われ、地目変更登記を行うため申請されたものです。

当該申請地は、現在、建物が建っており車庫及び農業用物置として使用されています。補足等がありましたら、事務局から説明をお願いします。

(議長)

ありがとうございました。事務局から補足はございますか。

(事務局)

補足説明資料をご覧ください。

申請地は農業振興地域内の農地ですが、令和2年2月14日付で農政課より、昭和48年の農振法告示以前から建物があつたということで告示以前証明が発行され、除外が認められています。また、提出された書類のうち昭和45年10月に撮影された航空写真を見ても、確かに建物が存在していたと確認が取れましたので、追認して問題ないかと考えております。

(議長)

議案第2号の番号1については、ただ今担当地区委員の説明および事務局の補足説明のとおりでございます。ただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

異議なし。

(議 長)

それでは質問がないようでございますので、採決をいたします。

議案第2号の番号1について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第2号の番号1について承認をすることにいたします。

続きまして、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可」でございます。議案第3号につきまして、事務局の朗読をお願いします。

(事務局)

読み上げる前に、番号1については是正が完了していないため、今回は審議いたしません。

— 議案第3号、議案書朗読 —

(議 長)

議案第3号番号2につきまして、担当地区委員さんから説明をお願い申し上げます。

(委 員)

場所は、国道122号を●●方面から下ると●●●●の信号があり、その先の左側に道があり、そこを左折します。その先にある最初の十字路を左折し約●●mほど進んだ左側です。

譲渡人はご高齢であり、土地を売却したいと常々考えていたところ、孫の自宅新築でお世話になった不動産屋へ相談し、譲受人を紹介され申請に至ったものであります。

事務局に補足説明をお願いし、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局で補足説明はございますか。

(事務局)

こちらにつきましては、農業振興地域外です。こちらの農地につきましては、2種農地ということで、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ということでございます。

申請人は現在、●●●●に本社を置く発電所並びに管理・運営を主とする法人です。申請地の選定につきましては、太陽光発電による電力の売電事業を行うため、土地の地形・日照条件等を考慮し探した結果、当該地を譲けることができたので、今回の申請に及んだものです。

資金計画等につきましては、事務局の方で確認済みでございます。

排水処理について汚水・雑排水は発生しません。雨水は宅地内浸透処理です。

その他といたしまして、都市計画法第29条の規定に基づく許可申請は不要です。

また、3月3日に現地確認をしましたが、事前着工はございませんでした。

(議長)

議案第3号の番号2については、ただ今、担当委員さん、また事務局から説明があったとおりでございます。ただ今の説明の内容につきまして、ご意見ご質問等ございますか。

なし。

(議長)

それでは質問がないようでございますので、採決をいたします。

まず、議案第3号の番号2について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員の方賛成でございます。

よって、議案第3号の番号2については承認をすることにいたします。

続きまして、議案第3号の番号3について、担当地区委員さんの方から説明をお願い申し上げます。

(委員)

場所ですが、国道122号を●●方面に進み、●●の交差点を右折します。約●●m進むと左に「●●●●」という●●があり、そこを右折した左側一帯になります。

申請者は4、5年ほど前からこの場所にひまわりを植え続けており、だんだんとその規模を大きくしていったようです。開花時期には大変込み合い、路上駐車も多いため、その影響で渋滞が発生している状況であるようです。近隣へ迷惑がかかり苦情もあったことから申請に及んだようです。

また、申請地一帯は元々耕作放棄地であり、管理されないままに放置されているより、ひまわり畑にした方が良くはないかということで賃借しているようです。

現地を確認しましたが事前着工等はありませんでした。

(議長)

ありがとうございました。事務局で補足説明はございますか。

(事務局)

農業振興地域内の農地であり、令和2年1月7日付で農政課より一時転用適合証明が交付されています。

申請理由につきまして、4・5年ほど前から耕作放棄地であった申請地にひまわりを植え続けており、今後も継続していくことから正式に手続きを取って、近隣の迷惑にならないよう駐車場やテントなどを設置して、観光客を誘致したいということで申請に至ったようです。また、テントや展望台などはひまわりが咲いた時期のみ設置し、その後は撤去するということです。

資金調達計画につきまして、事務局の方で確認済みです。

排水処理について汚水・雑排水は発生しません。雨水は敷地内浸透処理です。トイレは仮設トイレを設置します。

その他といたしまして、都市計画法第29条の規定に基づく許可申請は不要です。

3月24日に現地確認をしましたが、事前着工等はありませんでした。

(議長)

議案第3号番号3につきましては、ただ今、担当地区委員さん、また事務局の方から説明があったとおりでございます。ただ今の説明の内容につきまして、ご意見ご質問等ございますか。

(委員)

申請者はどういう方なのでしょうか。

(事務局)

蓮田駅●●に●●●●という不動産の事業者がありますが、その社員であり、譲受人である団体の代表者であります。

(委員)

一時転用許可の最長は3年だと思われませんが、今回の申請は必要最小限の期間での申請であると見受けられるため、今後も同じ時期に同じ申請がされるのでしょうか。

(事務局)

今後も同イベントが行われるようであれば、そのようになると思われます。

(議長)

他にございますか。

なし。

(議長)

それでは質問がないようでございますので、採決をいたします。

議案第3号の番号3について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第3号の番号3については承認をすることにいたします。

次に、議案第4号「農用地区域からの除外について」でございます。本議案は許可承認案件ではなく、農業委員会の意見を聴くものでございます。担当地区委員さんの説明をいただき、その後、農政課の農振除外担当職員から補足説明を行い、農業委員会として意見があるか無いかを皆様にお諮りしたいと思います。

それでは議案第4号について、事務局の朗読をよろしくお願いいたします。

— 議案第4号議案書朗読 —

(議長)

それでは、議案第4号の番号1について担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委員)

場所ですが、蓮田駅から東埼玉病院に向かい川島橋から約600mほど進むと右側に「環境学習館入り口」の看板がございます。そこを右折し約300mほど先の左側です。

補足資料説明の配置計画図にある内容を予定しており、現在の敷地が狭いため申請に至ったようです。

申請地の現在の状況は全て畑であり、一部保全管理をされています。に補足説明をお願いし、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。それでは、農政課から補足説明をお願いいたします。

(農政課)

補足説明をいたしますので、資料をご覧ください。場所につきましては先ほどご説明いただきましたとおりです。

こちらの環境学習館につきましては、昭和49年に「黒浜農村センター」として建設され、その後、平成16年に環境学習館となりました。現在の建物につきましては耐震性の問題から、平成26年に暫定的に建替えられましたが、会議室兼研修室が1部屋しかないため、十分に機能を発揮できておりません。今回の拡張計画は平成30年度に策定した蓮田市環境学習館第二期工事基本計画に基づいた、建て替えを含めた敷地拡張の計画になっております。

資料にあります配置計画図をご覧ください。建物規模が大きくなることにより駐車場の必定台数が増えるほか、緑のトラスト、黒浜沼周辺の環境保全に関する屋外学習スペースの拡大、簡易児童遊園地の設置等の計画になっております。

現段階で農地利用の問題が無いか、農業委員さんのご審議をよろしくをお願いいたします。

(議長)

議案第4号の番号1につきましては、ただ今担当地区委員さん、また農政課の補足説明のとおりでございます。ただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

異議なし。

(議長)

ただ今、異議なしのお言葉をいただきました。質問がないようでございますので採決を

いたします。

議案第4号の番号1について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
全員の方賛成でございます。

よって、議案第4号の番号1の、農業委員会の意見といたしまして、農業振興地域からの除外については支障なしとすることにいたします。

それでは暫時休憩といたします。

休憩

(議 長)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。次に報告事項に入ります。報告1から報告4について、事務局より朗読と説明をよろしくお願い申し上げます。

— 報告1から報告4朗読 —

(議 長)

事務局の方で朗読いたしました報告1から報告4について質問等がある方は、挙手をお願いいたします。

(委 員)

時効取得とはどのようなものでしょうか。何年で時効になるのですか。

(事務局)

法務局からの通知を受け、登記簿謄本を公用申請し内容を確認していますが、何年経過で時効になっているかは記載されておりません。時効取得の場合は種類によって年数が異なっており、細かい内容までは把握しておりません。

(議 長)

他に質問はございますか。

特に質問が無いようですので、報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば、挙手をお願いいたします。

なし。

(議 長)

本日は委員の皆様方の貴重なご意見及び慎重なるご審議等ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。